

戸籍全部事項・個人事項証明書(謄抄本)等交付請求書(郵送用)

鹿児島県奄美市長殿

年 月 日

| | | | | | |
|-----------------------|---|--|---|--|-------------|
| 請求者 | 住所 | 〒 | | | |
| | (ふりがな) | ※現在、住民登録をしているところをご記入ください(請求者の住民登録地以外には送付できません) | | | |
| 氏名 | 氏名 | | 印 | <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 勤務先 | |
| | 屋間の連絡先電話番号 | | | | |
| 戸籍 | 本籍地 | 名瀬 奄美市 笠利町 住用町 | | | |
| | (ふりがな) | | | 必ず地番までご記入ください。 | |
| | 筆頭者 | 戸籍の最初に書かれている人です。死亡しても筆頭者は変わりません。 | | 請求者からみでの関係 例) 本人・配偶者・父母・子 等 | |
| | (ふりがな) | 明治 大正 昭和 平成 令和 | 年 月 日生 | 請求者からみでの関係 例) 本人・配偶者・父母・子 等 | |
| 記載が必要な人 | | | | | |
| ※最近戸籍の届出をされた方はご記入ください | | 名前()の | <input type="checkbox"/> 出生 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 転籍 <input type="checkbox"/> その他() | | |
| | | 年 月 日に | 市・区・町・村 に届出 | | |
| 使用目的 | 提出先や請求理由、どのような戸籍が必要か詳しく記入してください。 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 戸籍届出 <input type="checkbox"/> 年金手続き <input type="checkbox"/> 資格取得 <input type="checkbox"/> 廃車手続き <input type="checkbox"/> 相続手続き <input type="checkbox"/> その他() | | | | |
| 必要な書類について | | 謄本(全部) | 抄本(一部) | 必要な方の氏名 | 手数料 |
| | 戸籍 | 通 | 通 | | 450円 |
| | 除籍 | 通 | 通 | | 750円 |
| | 改製原戸籍 | 通 | 通 | | 750円 |
| | 戸籍附票 | 通 | 通 | | 200円 |
| | ※必要な住所があればご記入ください。 | | | | |
| | 住所()から()までの履歴 | | | | |
| 身分証明書 | 本人以外からの申請の場合、委任状が必要です。 | 通 | | | 200円 |
| その他 | () 証明 | 通 | | | 種類によって異なります |
| 相続の場合 | 必要な方の氏名 | <input type="checkbox"/> 出生から死亡まで <input type="checkbox"/> []から[]まで <input type="checkbox"/> ()と()の関係が分かるもの <input type="checkbox"/> その他() | | 部 部 通 部 | |
| 同封するもの | <input type="checkbox"/> 請求書 <input type="checkbox"/> 返信用封筒(送付先を書き、切手も貼付してください) 速達を希望される方は返信用封筒に明記し、速達料金を加算した切手を貼ってください。 | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 手数料(受取人欄未記入の定額小為替) 定額小為替は郵便局でご購入ください。お釣りは定額小為替又は切手になる旨をご了承ください。 <input type="checkbox"/> 請求者の送付先の住所が確認できる本人確認書類の写し 免許証や、健康保険証等、送付先の住所が記載されているかご確認ください。 <input type="checkbox"/> その他(委任状・戸籍の確認資料など) 代理人が請求される場合、委任状が必要となり、本人確認書類は代理人のものとなります。 親族関係などを確認できる戸籍謄本の提出が必要な場合があります。 | | | | |

手数料は自治体により異なります。請求先の自治体へお問い合わせください。

謄本(とうほん)は記載されている方全員、抄本(しょうほん)は指定された方のみを載せたものです。

住所の履歴によっては、戸籍の改製等により複数の戸籍附票が必要は場合があります。

相続手続きの場合、複数の戸籍が必要な場合がある為、多めに手数料を入れることをおすすめします。お釣りはお返しいたします。不足の場合は追加で送付していただくこととなります。